

<b>第 119 号</b>	<b>S u p e r H i g h w a y</b> JR 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2026. 1. 7		

### 第 3 回団体交渉②

3. 関鉄自動車工業への出向に対して出向協定を締結すること。

回答) 貴側と締結している、労働条件に関する協約（平成 5 年 10 月 1 日締結）に則り適切に取り扱っており、新たに締結する考えはない。

4. 関鉄自動車工業へ出向する際の出向期間や賃金、労働条件、休日数、勤務内容等を明らかにし、現在の労働条件より低下することの無いようにすること。また、ジェイアールバス関東会社が支給している車両職手当については、出向期間中も引き続き支給すること。

回答) 出向期間は原則 2 年間であるが、状況に応じて期間の延長や短縮となる可能性もありうると考えている。なお、出向した際の賃金は原則出向元基準であり、労働条件、休日数、勤務内容は出向先基準となる。

5. 関鉄自動車工業への出向を早期に解決するとともに、出向期間終了後は土浦支店への復帰を基本とし、組合員・社員の生活設計を最大限配慮すること。

回答) 前 2 項で回答した通り、出向の目的である新しい知見と技術を獲得するための期間も必要であり、全社的には整備拠点の集約化の観点も踏まえたうえでの検討となると考えている。なお、復職時においては、貴側と締結している労働条件に関する協約（平成 5 年 10 月 1 日締結）に則り適切に取り扱っていく考えである。

6. 土浦支店車両係としての業務量を維持し、業務を縮小させないこと。

回答) 土浦支店の車両係に限らず、今後の経営環境に応じて、車両整備事業の業務量や業務内容は適切に判断していく。

**J R バス関東で働く仲間を一つに！**